

# 府中市立日新小学校防災マニュアル

特別警報対応版：令和2年度 9月～

## 1 保護者の方に知っておいてほしいこと

- (1) このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- (2) 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、一斉メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況への適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子供の命を守る」ということを考えての対応をお願いします。緊急時に本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- (3) 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建て住宅の場合は近隣の住民との連携、集合住宅の場合はオートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在時の児童の安全をどのように図るか、校外委員会等で、地区・ブロック単位で、防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしくお願いいたします。
- (4) 災害はいつ起きてもおかしくありません。
  - ① 登下校中の場合
    - ア 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促してください。
    - イ 登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
      - 安全に気を付けて、登下校する。
      - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。
  - ② 家庭にいる場合
    - ア 自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- (5) 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。
  - ① 常勤で仕事をされている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違います。学童保育の方へ直接連絡、確認をお願いします。
  - ② 学童に通っていない児童、児童の保護者が災害時不在の場合、地区・ブロック内の保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。
  - ③ 家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）を

つくるなどして防災対策を徹底してください。

- ④ 下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。

- (6) 一斉メールに登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを一斉メールで流すことになります。一斉メールへの登録をいただきますようお願いいたします。

## 2 災害時の学校側の対応

- (1) 風水害の対応について

- ① 翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合

メールにて、学校の対応をお知らせいたします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。

- ② 「府中市」地域に、「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報（現象の種類を問わない）」が発令された場合

### 【登校に関わること】

ア 午前7時の時点で発令中 → 休校

イ 午前7時の時点で解除 → 通常授業

※ 前日に登校時刻の連絡が入っている場合は、その時刻に登校させてください。

ウ 午前7時以降に発令

○ 登校前 → 自宅待機

○ 登校中 → そのまま登校

○ 在校中 → 校内待機

- ③ 多摩川に「氾濫警戒情報」が発令された場合

ア 午前7時の時点で発令中 → 休校

イ 児童が在校中

○ 保護者への引き渡し（本校にて）

○ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、府中第十中学校へ避難します。（ただし、堤防決壊等により緊急性が高まった場合には本校にて、垂直避難とします。）

○ 以上の対応をする場合には、一斉メール等で連絡をします。

### 【下校に関わること】……随時、一斉メールで連絡します。

ア 発令中の場合

児童を学校に待機させます。暴風警報等又は特別警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、随時、連絡します。

#### イ 解除された場合

状況に応じて、通常通りの下校または、一斉集団下校を実施します。しかし、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別がつきにくいなど、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。引き取りをお願いすることもあります。

ウ 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

#### ③ 翌日に関わる事……学校より連絡します。

テレビ・ラジオ、気象庁のホームページ〈 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html> 〉で、「府中市」の警報・注意報の発令を確認してください。

### (2) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

#### ① 児童が在校中

ア 保護者への引き渡しを実施いたします。

イ 児童の安否を確認後、一斉メール、災害ダイヤル171等で連絡します。

ウ 保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもって保護いたします。

#### ② 児童が遠足等の校外学習中（基本的に①と同じです）

ア 児童の安否を確認後、一斉メール、災害ダイヤル171等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。

イ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。（帰校が困難な場合には、現地までのお迎えをお願いすることも考えられます。）

### 3 緊急時児童引受人カードについて

本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、原則として保護者への引き渡しを行います。

引き渡しの際には、「緊急時児童引受人カード」をもとに、児童を引き渡します。そのため、毎年「緊急時児童引受人カード」を提出していただきます。2・4・6年生は昨年度分を赤で訂正してください。1・3・5年生は必要事項を記入し、担任まで提出してください。記入した内容は、別途、記録をしておいてください。

保護者以外の方が引き取る場合、誘拐防止等のため、カードに記入されていない方へは引き渡しをしませんので、確実に記入ください。

